

## 職員給与規程

規程第11号

平成29年2月1日

一部改正 平成29年3月21日規程第19号

一部改正 平成30年2月1日規程第51号

一部改正 平成31年2月1日規程第63号

一部改正 令和2年1月1日規程第74号

一部改正 令和2年3月6日規程第75号

一部改正 令和3年6月25日規程第92号

一部改正 令和3年12月24日規程第105号

最終改正 令和4年3月24日規程第114号

### (目的)

第1条 この規程は、職員就業規程(規程第10号。以下「就業規程」という。)

第30条の規定に基づき、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、機構の職員(以下「職員」という。)に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、契約職員(無期雇用契約職員を含む。)及びパートタイム職員(無期雇用パートタイム職員を含む。)については、別に定めるところによる。

### (給与区分)

第3条 職員の給与の種類は、俸給、職務手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給与の支払)

第4条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払うものとする。ただし、法令及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条に規定する労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者に

対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(給与台帳)

第5条 理事長は、労働基準法第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払うものとする。

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して理事長が別に定めるところにより決定する。

2 俸給表は別表第1のとおりとし、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別標準職務表に定めるとおりとする。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

2 前項に規定するもののほか、職員の昇格に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規程第52条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（その職務の級が7級以上であるものにあつては3号俸）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員は、第1項に定める期間の勤務成績が特に良好である場合を除き、昇給しない。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(降格及び降号)

第9条 職員が就業規程第33条第1項の規定により降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格させることができる。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 2 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められるときは、当該職員を降号させることができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、職員の降格及び降号に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(俸給の支給日)

第10条 俸給は、月の初日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給するものとする。ただし、16日が休日(就業規程第9条第1項の休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、その前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

(日割計算)

第11条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の日数から、土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、就業規程第9条第1項第2号及び第3号の日は勤務したものとみなす。

(職務手当)

- 第12条 職務手当は理事長が別に定める役職を占める職員に対して支給する。
- 2 職務手当の月額、職員の属する職務の級及び当該職員の占める役職に係る役職区分に応じ、別表第3の職務手当額欄に定める額とする。
  - 3 職員の占める役職に係る役職区分は理事長が別に定める。
  - 4 前3項に規定するもののほか、職務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が9級以上である職員（以下次条において「9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
    - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
    - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
    - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
    - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
    - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
    - (6) 重度心身障害者
  - 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下次条において「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
  - 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 第14条 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員と

なった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び8級以上職員以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級以上職員以外のものが8級職員となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合
- 4 月の2日に国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体（当該地方公共団体の退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤務期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤務期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に使用される者（以下「国家公務員等」という。）から引き続いて職員となった場合に係る扶養手当の支給においては、第2項の規定にかかわらず、その月から開始する。
- 5 前条及び前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

- 第15条 地域手当は、別表第4に掲げる地域に在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、別表第4の支給地域の区分に応じて、同表に定める支給割合（以下「地域手当の支給割合」という。）を乗じて得た額とする。
  - 3 別表第4に掲げる地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する施設（本部、地方事務所及び支所をいう。以下同じ。）が移転した場合（当該職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤し

ていた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が別表第4に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)
  - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国家公務員等から任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続いて職員となった者には、理事長が別に定めるところにより、この規定に準じて、地域手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (広域異動手当)

第16条 職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した施設間の距離(異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と施設との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認めら

れる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に当該異動等に係る施設の間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
  - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
  - 3 国家公務員等から任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続き職員となった者又は就業規程第35条第1項第3号の規定による休職から復職した職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
  - 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
  - 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(寒冷地手当)

第17条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この



条において「基準日」という。)において別表第5に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、別表第6に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。
- 3 別表第6に掲げる地域の区分は、別表第5のとおりとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (超過勤務手当)

第18条 就業規程第6条、第7条及び第9条の規定により割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、就業規程第9条第4項に定める休日の振替により勤務し、他の週に休みを変更した結果、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合(この場合において、就業規程第6条第2項に定める変形労働時間制による勤務時間を適用する職員にあっては、勤務時間が1日7時間45分又は1週38時間45分(就業規程第6条第1項の規定により、週38時間45分を超える勤務時間を設定している場合はその時間)を超えることとなった場合、当該時間を超えて勤務した全時間(そのいずれも超える場合にあっては、いずれか多い時間))、その超えた時間について勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175)

(2) 第2項に定める勤務の時間 100分の50

- 4 前各項の規定による超過勤務手当は、第12条第1項の規定により職務手当が支給される職員には支給しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合には、この時間帯において勤務した勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額)

第19条 前条第1項から第2項までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職務手当の月額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の合計額を当該年度における1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 第12条第1項の規定により職務手当が支給される職員(以下「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、休日(就業規程第9条第1項及び第3項に規定する休日又は同条第4項の規定により振り替えられた休日をいう。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3)前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、所在する地域を異にする施設に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2

0,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第22条 施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居から当該異動又は施設の移転の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等から任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続き職員となった者又は就業規程第35条第1項第3

号の規定による休職から復職した職員であつて、これらに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員に対しては、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（理事長が別に定める職員を除く。）
  - (2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長

が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条まで及び附則第3条第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第27条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（理事長の要請に応じ、職員が引き続いて国家公務員等となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合を除く。第26条第1項において同じ。）し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の期末手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第3条第1項第4号において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 国家公務員等から任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続き職員となった場合において、この者に対して期末手当を支給するときは、当該国家公務員等の職員として在職した期間は、職員として在職した期間とみなす。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第53条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた者（当該一時差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止めること（以下「一時差し止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差し止めを受けた者が、当該一時差し止めの理由となった行為に係る刑事



事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止めを受けた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止めに係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止めを取り消すことを妨げるものではない。
  - 4 理事長は、一時差止めを行う場合は、当該一時差止めを受けるべき者に対し、当該一時差止めの際、一時差止めの事由を記載した説明書を交付しなければならない。
  - 5 前各項に規定するもののほか、一時差止めに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第3条第1項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及びその者の職務実績等並びに基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3条第1項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えない額とする。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
  - 4 第24条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 第24条第5項の規定は、勤勉手当について準用する。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （給与の減額）

第28条 職員が勤務しないときは、特に管理者が承認した場合を除き、その勤務しない1時間につき、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

#### （休暇の際の給与）

第29条 職員が就業規程第2章第5節の規定により休暇を受けた期間については、給与の全額を支給する。

#### （病気休暇の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤したときは、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項以外の負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（就業規程で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給与から俸給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を減額して支給する。

#### （退職者の給与）

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規程第34条第1項第1号の規定により退職を命ぜられたときは、その退職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規程第34条第1項第1号の規定により休職を命ぜられたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規程第34条第1項第1号の規定により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規程第34条第1項第2号の規定により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の100分の60に相当する額の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。
- 5 職員が就業規程第34条第1項第3号の規定により休職を命ぜられたときは、理事長が定める給与を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業等をした職員の給与)

- 第32条 職員が就業規程第25条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
  - 3 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
  - 4 職員が就業規程第25条第3項に規定する育児時間により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第28条に規定する額を減額して給与を支給する。
  - 5 前各項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与の支給に関し必要な

事項は、理事長が別に定める。

(介護休業等をした職員の給与)

第33条 職員が就業規程第26条第1項に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)をしている期間については、給与を支給しない。

2 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が就業規程第26条第2項に規定する部分休業により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第28条に規定する額を減額して給与を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、介護休業及び前項の部分休業に係る給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(停職者の給与)

第34条 職員が就業規程第52条第1項第3号の規定により停職の処分を受けたときは、その停職の期間中に係る給与は支給しない。

(休業手当)

第35条 機構の責に帰すべき事由による休業の場合においては、その休業の期間中当該職員に給与の全額を支給する。

(給与の非常時払)

第36条 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上にわたる帰郷その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し、その際に支払う。

(端数の処理)

第37条 この規程により計算した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(その他)

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 この規程に定めのないものについては、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

(俸給の支給に関する特例措置)

第2条 国家公務員等から任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き職員となった場合で、その者の受ける俸給月額が平成27年3月31日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(55歳を超える職員に対する給与の支給)

第3条 平成30年3月31日までの間、職員（その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この条において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この条において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に

100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第27条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき

俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額  
の合計額（同条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受  
ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分  
20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監  
督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する100  
分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加  
算した額）を加算した額。第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）  
に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定  
する割合を乗じて得た額）

- (6) 第29条、第30条第1項及び第2項、第31条又は第35条の規定によ  
り支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に  
応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第29条、第30条第1項、第31条第1項又は第35条 前各号に定  
める額
  - ロ 第30条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の50  
を乗じて得た額
  - ハ 第31条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に10  
0分の80を乗じて得た額
  - ニ 第31条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定によ  
り当該特定職員に支給される基本給に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第31条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定によ  
り当該特定職員に支給される基本給及び期末手当に係る理事長が定める  
割合を乗じて得た額
- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日  
に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の  
規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18  
条第1項及び第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額並びに第28  
条、第32条第4項及び第33条第4項の規定する1時間あたりの減ずる  
額は、第19条又は第28条に規定する額から、俸給月額及びこれらに対  
する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を  
1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の  
1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額  
減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合  
計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの  
で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 4 第1項の規定が適用される間、第27条第2項後段に規定する職員に支給する勤勉手当の額の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5を乗じて得た額に、第27条第2項後段に規定する一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に同項後段に規定する一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成29年3月21日規程第19号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書及び第14条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある



場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）と、同条第2項中「扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親

族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書及び第14条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(職務の級が8級である職員(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書並びに第14条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」とする。

と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則（平成30年2月1日規程第51号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員の平成30年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合における同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成31年2月1日規程第63号）  
（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年1月1日規程第74号）  
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和2年1月1日から施行し、改正後の職員給与規程第23条については令和2年4月1日から適用（以下「一部適用日」という。）し、別表第一については平成31年4月1日から適用する。

（令和3年3月31日までの間における住居手当に関する特例）

第2条 一部適用日の前日において第1条の規定による改正前の職員給与規程第23条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部適用日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、一部適用日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の職員給与規程第23条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第1条の規定による改正後の職員給与規程第23条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第1条の規定による改正後の規程第23条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を

超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年3月6日規程第75号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月25日規程第92号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日規程第105号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日規程第114号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 俸給表

職務 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			

60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で理事長が定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

別表第2

級別標準職務表

級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1. 本部の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2. 地方事務所又は支所の相当困難な業務を分掌する係長又は困難な業務を処理する主任の職務 3. 地方事務所又は支所の特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務
4級	1. 本部の困難な業務を分掌する係の長の職務 2. 地方事務所又は支所の課長補佐の職務
5級	1. 本部の課長補佐又は指導役の職務 2. 地方事務所又は支所の課長の職務
6級	1. 本部の課長又は調査役の職務 2. 地方事務所の次長の職務 3. 支所の長の職務
7級	1. 本部の室長の職務 2. 地方事務所の長又は困難な業務を所掌する次長の職務 3. 困難な業務を所掌する支所の長の職務
8級	1. 本部の部長又は困難な業務を所掌する室の長の職務 2. 困難な業務を所掌する地方事務所の長
9級	本部の重要な業務を所掌する部の長の職務
10級	本部の特に重要な業務を所掌する部の長の職務



別表第3 職務手当支給額表

(円)

職務の級	区分	額
10級	1種	139,300
9級	1種	130,300
	2種	104,200
8級	1種	117,100
	2種	94,000
	3種	82,200
7級	2種	88,500
	3種	77,400
	4種	66,400
6級	2種	83,100
	3種	72,700
	4種	62,300
5級	3種	69,400
	4種	59,500
4級	3種	64,800
	4種	55,500

別表第4 地域手当支給地域

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
大阪府	大阪市	100分の16
愛知県	名古屋市	100分の15
茨城県 広島県 福岡県	水戸市 広島市 福岡市	100分の10
宮城県 香川県	仙台市 高松市	100分の6
北海道 長野県 富山県	札幌市 長野市 富山市	100分の3

別表第5 寒冷地手当支給地域区分表

地域の区分	地域
2級地	札幌市
4級地	長野市

別表第6 寒冷地手当支給額表

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	26,380円	14,580円	10,340円
2 級地	23,360円	13,060円	8,800円
3 級地	22,540円	12,860円	8,600円
4 級地	17,800円	10,200円	7,360円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第5に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第22条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。